

景観法に基づく届出制度

- ・景観計画では、景観の悪化を予防し、より良い景観づくりを進めるため、一定規模以上の建築・開発などを行う際のルール（景観形成基準）を設定しています。
- ・建築行為や開発行為などを行う際には、景観ルールに従って良好な景観が形成されるように、景観法に基づいて町への届出が必要になります。

(1) 届出制度のあらまし

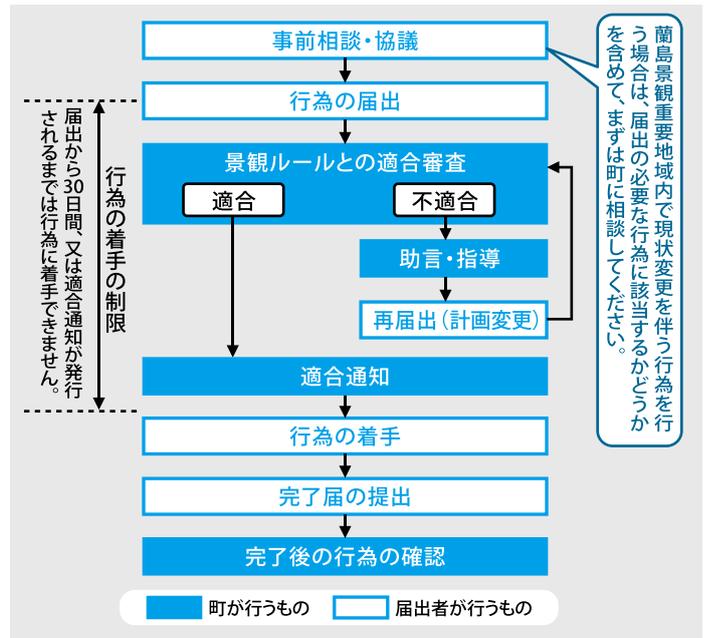
- ・届出が必要な行為（下表）を行う場合は、工事の着手前に、所定の様式を役場に提出していただきます。その後、景観ルールが守られているかの審査を行い、結果を届出者に通知します。
- ・届出から30日間、または適合通知が発行されるまでは、行為に着手できません。

(2) 罰則等の規定

- ・届出の内容が明らかに「景観形成基準」に適合しない場合は、勧告を行います。
- ・届出しなかった場合や虚偽の届出をした場合等は、罰則の対象となります。

(3) 届出の必要な行為

□届出の流れ（景観法に基づく届出）



行為の種類		対象となる規模	
		町内全域 (右記以外の区域)	蘭島景観重要地域
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・新築（新設） ・増築 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 13m 超 ・建築面積 1,000㎡超 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築面積 30㎡超
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・改築 ・移転 ・外観を変更することとなる修繕、模様替 ・色彩の変更（※ 1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 13m 超 ・築造面積 1,000㎡超 	<ul style="list-style-type: none"> ・石積、屋外の自動販売機、電波塔、風力発電施設その他これに類するものすべて ・その他の工作物高さ 5m 超
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内 3,000㎡超 	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域外 10,000㎡超 	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（※ 2）		<ul style="list-style-type: none"> ・3,000㎡超 	

※ 1：当該行為に係る面積の合計が 400㎡または外観に係る面積の過半を超えるもの

※ 2：堆積期間が 90 日を超えないもの